

卸売市場法の改正について

1 卸売市場法の改正について(平成30年6月22日成立、令和2年6月21日施行)

(1) 改正の趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

(2) 改正のポイント

- ・国が卸売市場に関する基本方針において、市場の業務や施設等の基本的な事項を定める。
※現在の市場の適正な配置計画等を定めた国の卸売市場整備基本方針および国・都道府県卸売市場整備計画(第10次滋賀県卸売市場整備計画(H29.3策定))は廃止となる。
- ・法律の要件を満たす卸売市場を認定する制度となる(「許認可制度」→「認定制度」)。
※現在の整備計画等に基づく許認可制度は廃止となり、既存の開設者についても新たに認定を受けることが必要となる。
- ・取引ルール(差別的取扱いの禁止、代金決済の確保等以外)が、各卸売市場で任意に設定することが可能になる。
- ・地方卸売市場に関する許認可等の県条例への委任規定が削除され、新たな地方卸売市場の認定等に関しては、中央卸売市場の認定等に準じる形で法律に規定された。

2 経過

平成30年	6月22日	改正法成立
	10月17日	政省令等公布 卸売市場に関する基本方針告示
	11月30日	県内卸売市場開設者へ法改正の概要を説明(農水省担当より)
平成31年	1月22日	都道府県担当者説明会(農水省)

3 今後の対応とスケジュール

- ・地方卸売市場に関する許認可等に関する条例への委任規定が廃止されたため、滋賀県卸売市場法施行条例は廃止する。
- ・県内の地方卸売市場(9市場)が改正卸売市場法に円滑に対応できるよう、関係団体への説明を行うとともに、移行認定申請に係る個別相談等に対応する。
- ・他都道府県の対応状況についても随時情報収集を図り、関係者へ情報提供を行う。

<スケジュール>

令和元年	6月	定例会議の常任委員会で改正について説明
	~9月	関係団体への説明
	11月	廃止条例案の提案
	12月~	新制度に基づく認定申請の受付・認定開始
令和2年	6月21日	改正卸売市場法施行

<参考>県内卸売市場について

種別	市場名	運営主体	運営形態
総合	大津市公設地方卸売市場	大津市	公設
総合	彦根総合地方卸売市場	彦根総合地方卸売市場(株)	準公設
総合	東近江八日市公設地方卸売市場	東近江市	公設
総合	長浜地方卸売市場	長浜地方卸売市場(株)	準公設
総合	地方卸売市場(株)才川食品店	(株)才川食品店	民設
青果	甲賀農協地方卸売市場	甲賀農協	民設
水産	(株)水口寿志亭地方卸売市場	(株)水口寿志亭	民設
水産	甲賀物産(株)地方卸売市場	甲賀物産(株)	民設
食肉	滋賀食肉センター地方卸売市場	(公財) 滋賀食肉公社	準公設